三条市命綱固定アンカー設置補助金

住宅などの雪下ろし時の事故を未然に防ぐことを目的として、転落防止のための安全対策設備の設置工事に要する経費の一部を世帯の区分に応じて補助します。



主な要件

- 市内に所在しており、自らが居住し又は所有していること。
- 市内事業者（支店、営業所含む。）が施工すること。
- 一戸建て住宅及び付属建物（1/2以上が住居部分となっている併用住宅を含む）。

※克雪住宅（屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅）は対象外。

補助金の額

拡充しました！

世帯の区分	補助金の額
高齢者世帯等	命綱固定アンカー設置工事費 × 9／10 （上限27万円）
高齢者世帯等以外の世帯	命綱固定アンカー設置工事費 × 1／2 （上限15万円）

高齢者世帯等とは

高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯をいう。 ア　高齢者（満65歳以上の方又は満60歳以上であって要介護認定若しくは要支援認定を受けた方をいう。以下同じ。）のみで構成されている世帯 イ　高齢者及び児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方をいう。以下同じ。）のみで構成されている世帯
身体障がい者世帯	世帯主が、身体障害者手帳の等級で1級から6級までのいずれかに該当する方である世帯
精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	世帯主が、精神障害者保健福祉手帳の等級で1級から3級までのいずれかに該当する方又は療育手帳若しくは知的障害者判定機関の判定書の交付を受けている方である世帯
ひとり親世帯	世帯主が、配偶者のいない方で現に児童を扶養している方又は父母のいない児童を養育する方で、世帯主以外の構成員が児童のみで構成されている世帯
その他	上記までに掲げる区分に準ずる世帯として市長が認める世帯

対象となる工事

・ 屋根雪除雪安全対策として命綱を取付ける金具等を設置する工事

※12月末までに実績報告書を提出する必要があります。

申請方法

建築課窓口またはHPにある申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

・工事着手前に提出するもの

①三条市命綱固定アンカー設置補助金交付申請書（様式第1号）

②命綱固定アンカーの設置工事に係る見積書の写し

③高齢者世帯等であることが証明できる書類の写し（持参し提示する場合は省略可）

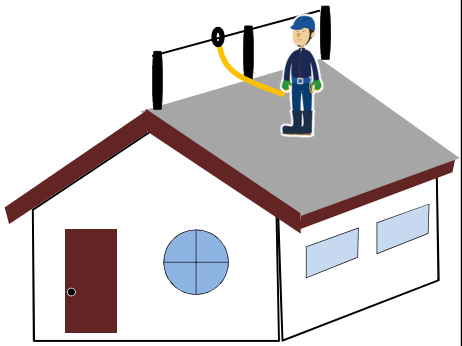
ア 介護保険被保険者証

イ 身体障害者手帳

ウ 精神障害者保健福祉手帳

エ 療育手帳又は知的障害者判定機関の判定書

④その他市長が必要と認める書類



・工事完了後に提出するもの

①三条市命綱固定アンカー設置補助金実績報告書（様式第7号）

②補助対象経費に係る領収書の写し

③工事着手前及び工事完了後の命綱固定アンカーの設置箇所の写真

④その他市長が必要と認める書類

※代理受領を希望の場合、届出書（様式第9号）を実績報告前に提出してください。

申請受付窓口・問合せ先

三条市 建設部 建築課 審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号　本庁舎2階

電話：0256-34-5727

HP：https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html

メールアドレス：kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp